

PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業に係る官民対話 意見及び質問に対する回答

NO.	項目	質問箇所	意見・質問	回答
1	事業内容	仕様書P1	各施設での太陽光設備の設置は、施設の屋根部分だけではなく、カーポート等の設置可能な箇所にも設置可能としていただきたい。	本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用するものであり、本市では、カーポートに対する申請を行っていないため、補助金の対象外となる。
2	事業内容	仕様書P1	各施設にて導入した設備で発電した電力を自家消費のみ行う旨の記載があるが、蓄電池を含めて自家消費の余剰分を売電（逆潮流）できるようにするとよいと思う。試算時に余剰の売電分も事業者の収益としてカウントすることができ、それによって提案単価が下がる可能性がある。単価が下がるかどうかは費用と余剰量の兼ね合いにはなるが、検討の幅が広がる。 また、逆潮流を行い売電することによって事業者へ収益が発生するため、別途賃料などがかかってくるのかもご教示いただきたい。	想定導入容量では、余剰分はあまり発生しないものと考えている。 また、発電した電気を当該施設でのみ使用するという前提のもと、仕様書4(4)ウにて「新居浜市行政財産使用料条例第3条に基づき、当該施設の使用に伴う使用料は全額免除」としており、売電する場合は、使用料の徴収が必要となる。現行の行政財産使用料条例に基づき使用料を計上すると、高額となり現実的ではないと考えている。
3	事業内容	仕様書P1	「発電した電気は各設置施設でのみ使用する」とあるが、学校給食センター等では、夏季休暇期間中に電力需要が低下し、余剰電力が発生する可能性がある。地産エネルギーの地域循環の面からどのように考えているか。	NO.2で回答のとおり
4	事業内容	仕様書P1	施設内での完全消費（逆潮流防止）のみに制限すると、施設の閉庁日（休日）等に発生する余剰電力を廃棄することになり、環境価値および経済的価値の損失に繋がる。 国の交付金要件を満たす範囲において、「余剰電力を周囲の他の市関連施設へ自己託送する」、あるいは「余剰電力を外へ売電し、その収益を当該施設のPPA単価引き下げに還元する」といった有効活用の余地を残すことを提案する。	NO.2で回答のとおり 本市は、公共施設のオンサイトPPA事業として国に申請を行っている。また、環境省の本交付金のQAにおいて、「交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、自己託送を行うことはできません。」と示されている。

NO.	項目	質問箇所	意見・質問	回答
5	事業内容	仕様書P2	事業期間等契約単価は20年間完全固定が前提か。制度変更、税率変更、著しい物価変動、保険料上昇等があった場合の協議条項は設定していただきたい。	仕様書2(3)キにおいて、「契約単価は、原則、契約期間中において一定額」としている。仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」において、保険及び物価変動については、事業者負担としている。消費税及び地方消費税率の変更については、契約の変更について、協議を行うこととしている。
6	事業内容	仕様書P2	長期20年契約において完全固定単価とすることは、昨今の物価高騰（メンテナンス費用・電気主任技術者人件費等のインフレ）を考慮すると、事業者の経営破綻および事業継続断絶のリスクを高める。単価を完全固定するのではなく、「現行の電力会社（四国電力等）の料金メニューをベンチマークとし、そこから常に一定割合（例：15%等）を割り引く契約形態（電気料金連動型）」の採用、または物価スライド等による「単価改定協議条項」の追加を提案する。	NO.5で回答のとおり
7	事業内容	仕様書P2	設備の導入後にあたって、固定資産税はどのような扱いになる方針か。 全額免除あるいは減免になると事業費が下がるため単価も下げることが可能である。	仕様書2(3)カにおいて、契約単価に租税公課等も含めるとしている。
8	設備工事前の確認・手続	仕様書P2	プロポーザル提案時に「非常時の特定負荷（対象範囲）」や「蓄電池の想定設置位置」が不明確であると、配線距離や電気工事費の予定外費用（リスク）を見込まざるを得ず、適正かつ競争力のある契約単価の提示が難しくなる。 プロポーザル選定前の資料配布段階（参加資格確認結果の通知時等）において、「非常時に電気を供給したい特定負荷（想定部屋・回路）」および「蓄電池の設置可能スペース」に関する協議を事前に開催いただくよう要望する。	現地にて確認いただく。「非常時に電気を供給したい特定負荷」については、非常時には特定部屋以外の電気の使用を停止するようソフト面での対応を考えており、特定部屋のみで電気を供給する必要はない。

NO.	項目	質問箇所	意見・質問	回答
9	設備の仕様	仕様書P3	今年度より新規で募集している各太陽光発電関連の補助金について、使用する部材でセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR 制度）を取得済み製品の使用を条件付けるケースが出てきている。その件に関して特段指定はあるか。	本事業では、特段指定はありません。ただし、系統連係にかかる契約申込み時期が、2027年4月以降となる場合は、IP通信を用いる製品（システム）がJC-STAR★1以上の適合ラベル製品となる設計が必要となる。
10	工事の実施	仕様書P3	施設の建屋自体へは手を加えず、設備導入のみ行う場合も建築工事扱いとなるか。	建築物（受変電設備を含む）に設備を設置しない場合及び手を加えない場合は、建築工事（建築設備を含む）扱いとはならない。 (自家消費を前提とする場合は、建築物の受変電設備を触るので、建築工事に該当する。)
11	工事の実施	仕様書P4	RC造陸屋根での削孔禁止は置基礎（ウエイト）工法に依存せざるを得ず、荷重増加により構造耐力要件のクリアが困難になるケースがある。また、折板屋根の場合は工法上、削孔の上ネジ止め（確実な防水処理前提）が必要となる可能性がある。 ①折板屋根における適切な防水・ネジ止め工法の容認、②陸屋根においては防水層を削孔せず建物への重量負荷も抑えられる「最新の架台ボンド固定工法」の採用など、他自治体（北九州市等）の先進事例に倣った柔軟な工法基準の策定を提案する。	①折板屋根、②陸屋根 共に工法基準を提案いただいたら、内容を確認する。 防水工事の保証について、保証期間内に防水層へ削孔等の穴を開けると保証対象外となる。また、防水層の上に基礎等を置く場合についても、それが原因で漏水が発生した場合は、保証対象外となる。
12	電力供給・維持管理（保守・点検）・報告・非常時等	仕様書P5	20年という長期契約において、市都合の改修に伴う「売電収入補償なし」は、事業者側の投資回収シミュレーションにおいてリスクとなる。 現金による補償に代わり、「改修による停止期間分、一律で運転期間（行政財産使用許可期間）を延長する」という柔軟な運用を規定いただくよう要望する。	仕様書7（7）にて「本市が別途、改修工事等を実施する場合…設備の一時的な運転停止期間に関しては、運転期間に含まれない」としており、運転停止等の期間が長期にわたる場合は、契約期間の変更について、双方協議の上決定することとしている。

NO.	項目	質問箇所	意見・質問	回答
13	責任分担の基本事項	仕様書P6	施設の規模縮小等により発電電力に対する使用量が想定よりも大幅に下ったことによる事業者側の事業採算性の確保が困難な場合（最低購入保証金を設定し、その金額に満たない場合は、協議の上、契約期間の延長（最長で5年）等の手法があると参入のハードルが少し下がるのではないかと思う。	天候不良や施設の不具合による発電量の低下も考えられるため、最低購入保証金等を設定する予定はない。ただし、仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」において、「用途の変更等、本市の責による事業内容の変更」は市の負担としている。
14	対象施設	仕様書別紙1	対象施設の優先順位を示して頂きたい。 事業者が提案する3施設での、全体的な事業の内容を評価頂くということか。	仕様書別紙1対象施設のとおり。 提案された全施設での評価となる。ただし、優先交渉者との協議の結果、提案内容を変更する場合がある。
15	対象施設	仕様書別紙1	EMSを太陽光設備や蓄電池設備と別にしているが、何か特別な要望はあるか。	特段現時点での要望はない。EMSによる導入効果等を考慮し、提案いただきたい。
16	事業概要	実施要領P1	3施設未満提案の場合の許容条件と各施設容量の増減余地を確認したい。	3施設未満の提案を行う場合は、3施設での提案を示したうえで、3施設未満の優位性を示していただく必要がある。各施設容量の増減余地は、現地にて確認ください。
17	事業概要	実施要領P1	3施設に制限される場合、4施設一括での導入に比べて資機材や施工・維持管理のスケールメリットが損なわれ、結果として市への提示単価（PPA料金）が上昇する懸念がある。 現地調査および積算の結果、4施設一括での施工が予算・需要に適合すると判断できる場合は、「4施設すべてでの一括提案」も選択肢として認める柔軟な仕組みへの変更を提案する。	国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しており、本市において補助金を支出できるのは、3施設までである。
18	提案書の内容	実施要領R8	PPAで発電した電力で補えない消費分は、電力会社との契約を新居浜市が行うのか。電気の小売をセットにした独自提案は可能か。	PPAによる発電で補えない部分は、通常通り電力会社との契約を市が行う。実施要領7(1)クに定める独自提案であれば可能。
19	提案書の内容	実施要領R8	独自提案として、新居浜市及び新居浜市の公共施設全体の脱炭素の取り組みにつながる内容について協議させていただきたい。	実施要領7(1)クに定める独自提案であれば可能であるが、今回の事業に直接関係ない部分は別途協議となる。
20	協定及び契約	実施要領P10	協定から施設別契約の流れ、無償譲渡/撤去の前提、残余需要との切り分けを確認したい。	実施要領10(1)(2)のとおり。設備は原則撤去。

NO.	項目	質問箇所	意見・質問	回答
21	評価基準	実施要領別表	非常時活用、特定負荷、BCP価値が価格以外でどう評価されるか確認したい。	実施要領別表「PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業提案評価基準」のとおり
22	評価基準	実施要領別表	地元EPC活用、地元雇用、地元企業連携がどこまで加点要素になるかを確認したい。	実施要領別表「PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業提案評価基準」のとおり
23	その他		補助金が不交付又は減額となった場合、契約単価や事業範囲の再協議をお願いしたい。	補助金が不交付又は減額とならない提案をお願いします。仮に不交付等となったときは、本事業を中止する可能性がある。それに係る費用は、不交付等となった理由により、協議のうえ決定する。
24	その他		本提案は、数社のグループで提案するが、提案が採択され事業開始後にグループを法人化した場合は事業を引き継ぐことは可能か。法人化を検討しているためご検討いただきたい。	事業承継については、協議のうえ、当該承継の可否について判断することとなる。
25	その他		構造計算書が現時点で確認できていない施設について、今後の対応はどうなるのか。	構造計算書が確認中の施設については、施設の構造による一般的な積載荷重等をもとに、本市の建築担当課と協議のうえ、設置の可否を判断することとなる。
26	その他		西部学校給食センターにて、想定箇所（赤枠部分）以外への設置可能か。	構造計算書等を確認いただき、問題ない提案が出来るのであれば、提案いただいて構わない。本市の建築担当課の承諾を得る必要がある。